

配 分 の 公 平

高 橋 長 太 郎

経済理論は生産過程の機構を取扱う際には、きわめて技術的な説明を行っているのに、私有財の分配と公共財の配分の問題に立入ると、いつのまにか倫理的な立言が多くなる。

経済理論は経験科学であるのに、しばしば公平という倫理的な用語が現われる。存在の世界と妥当の世界とを峻別するならば、経済理論では當為については何も言及できぬはずなのに、時として倫理的な用語が多く使われるのは、経済理論がもともと社会倫理の体系から由来した名残りをとどめている、その痕跡が不用意に露呈されるのかもしれない。

社会倫理の構成は、近代の個人倫理と異なって、すでに古代においてその基礎が完成されている。社会秩序の規範は、最高の共同体としての国の秩序として確立されている。すべては国制に関するものである。ここにあえて古代社会倫理の概要について反省を試みるのは、経済社会と倫理的判断の関係を明らかにするためである。
〔以下の内容は、簡略化のため、主としてアリストテレス『政治学』[Pol.]と『倫理学』(ニコマコス篇)[N. E.]に限定し、引用箇所の詳細を省いている。〕

I 正 義

すべての共同体のうち最高の形態は、現在にいたるまで、「国」である。国には、それが共同体であるからには、すべての人の共有する公共財が存在する。この公共財の無償の配分と並んで、民間における私有財の有償の分配には、共通の倫理が貫徹している。それは「正義」である。社会倫理の体系は、正義を中心とし、またこれを基本とする。いろいろな国制の差異もまた、この正義についての見解の相違にもとづくのである。(Pol., III, 9, v. 1)。

正義とは、一言で表わせば「価値に比例して」ということである。だが、価値の種類は多く、比例の種類もまた多い。たとえば、民主制では個人の自由という価値根拠にして、すべての人が自由という点で等しいならば、国政上の権利も平等であるべきだと主張し、寡頭制では

財産の価値(富)を根拠にして、富の所有が不均等ならば、国制上の権利もまた不均等であるのが正しいと考える。

どちらの見解も正しくないのは、均等=平等について間違った考えにもとづいているからである。その間違いの原因は「民主制では人々が何らかの点で等しい者なら、絶対に等しいと思うことから生じ、これに対して寡頭制では何か1つの点で等しくなければ、全然等しくないと思うことから生じたのである。だから、一方すべての人は均等な者と考えて、すべての人に対して均等な分け前を要求し、他方は人はすべて不均等な者と考えて、人によつては他よりもより多くを要求する。このようにすべての国制はいくらか正しいものをもっているが、絶対的な立場から見れば、いずれも間違ったものである。」(Pol., v. 1)。

正義は絶対的な至高の徳ではなく、相対的なものである。正には不正が対立する。さらに、正義は合的法であって、同時に公平(ison)でなければならない。合法とは、国という共同体において、すべての人に共通な利益を目標とする規定に従うことであり、その上に公平とは価値に比例することである。合法的な正義は普遍だが、公平とは特殊な正義である。

ここで扱うのは、この特殊な正義だが、これは(a)配分における正義と(b)報償(分配)における正義に分れる。

正義とは比例的均等である。比例的に均等とは両極端の中間状態であって、すなわち比例中項に他ならない。この比例的均等がもっとも明確に現われるのは、私有財の有償交換による分配においてである。だから、公共財の配分と並んで私有財の分配の正義がある。これは「相互交渉における調整」であって、これには双方的な任意契約によるもの(売買、貸借など)と一方的な不法暴力(強盗・殺人など)がある。いわゆる「流通の正義」として、経済社会において意義のあるのは、任意契約による相互交流の場合である。不法行為に対しては「報償の正義」がなければならない。

したがって、このいずれの正義にも共通な原理は、価値に比例して均等(公平)ということである。価値体系の

多様性については後に触れることとして、まず比例の意義をたづねよう。

II 比 例

公共財の配分においても、私有財の分配においても、正しいこととは分けられる物と物との価値の間の比(割合)が受取る人と人との価値の間の比に等しいことである。すなわち、単に財貨の価値の間の比のみでなく、当事者である人の価値の間の比が等しくなければならない。すなわち、比率と比率との均等である。

その当時において、また現在なお通俗に支配的な思想は、「均等な人に均等な物」をという均等配分である。この見解をはじめて明らかにしたのはアルクマエオンの唱えた *isonomia* あるいは *isonomoia* 説である。しかも民主制における公平とは、人の価値に対応してではなく、単に人の数に対応して均等なことにすぎない。通俗の平等思想である。

isonomia は 1: 1 の比例を正しいとする。この単純な比例は必ずしもつねに妥当しない。この単純な比例思想が破れたのは、ピュタゴラス学徒の音階における和音の発見、*harmonia* 説である。当時の宇宙論や医術において階調(*krasis*)について的一般的な規範は、均等な力と力の均り合いであったのに、音楽における和音の比率の発見によって、一挙にその単純な均等思想は崩壊した。

最初に発見された 3 つの和音の比例は、第 8 度音程の和音(オクターヴ)=2: 1、第 5 度の和音=3: 2、第 4 度の和音=4: 3 である。均等なものではなくして、かえって不均等なものの比例が音楽における調和をもたらすという発見は、新しい比例論を展開してゆく。(その異常に発展した比例論の集成は、エウクレイデス『数学綱要』第 V 卷である。)

したがって、「均等配分」ということが正義として妥当するのは、共同体の所有する公共財についてだけである。「名誉とか財貨とかその他およそ國の公民の間に分たれうるものとの配分」の場合である。国は共同体であるから、そこに公共の利益のために共有されるものが存在する。(だが、共有の程度については、後に述べる。)

正であるかぎり、2 項(過多と過少)の中間としての均等であり、また一定の人と人との間における均等関係でなければならない。だから、比例には少なくとも 4 項を前提としなければならない。2 箇の物と 2 人の人とである。言いかえれば事物の価値の間に成立する均等関係だけでなく、人と人との間にも同一の均等関係が成立しなければならない。「価値に相応する」人だけが価値あるもの

を享受しうる。その価値は万人にとって同一ではない。(その國制が民主制では自由を、寡頭制では富を、貴族制では名誉を価値あるものと思ひなすであろう。価値の体系は一様ではありえない。)

正義とは価値に比例してということに他ならない。そして交換における比例とは事物の間の比と人の間の比の間の均等——すなわち比率(logos)の比率(analogia)である。

価値の異なる物と価値の異なる人との間に、はじめて交換による分配が行われる。均等な物と均等な人との間に有償分配はありえない。そこには配分給付があるだけである。だが、「共同利用のための公共財の配分においてさえも、正しい配分給付とは当事者たちの行った寄与の相互間に存在する比と同一の比に対応していなければならぬ」(E. N., v. 4)。

比例は、連続的なものにおいては幾何学的比例が成立し、非連続なものにおいては算術的比例が成立つ。配分の正義においては幾何学的比例が対応し、報償的正義においては算術的比例が対応する。異質な物と物との間、そして異質な人と人との間の交換は、報償的な正義にもとづかねばならない。

連続的なもの(たとえば線)において、長さ A の長さ B に対する比が長さ C の長さ D に対する比に等しいように、B は 2 回用いられる。非連続なものの場合には、少くとも 4 項目が必要である。

2 人の人(A, B)と 2 箇の物(C, D)において、A: B::C: D が成立つなら、A: C::B: D が成立し、したがって A+C: B+D::A: B でなければならない。言い換えれば、当事者に対してそれぞれの寄与に対して名誉や報酬が分けられるべきである。

2 人の人の間の比と 2 箇の物の間の比と、この 2 つの比が均等な状態が成立するとき、はじめて交換は実行される。したがって、公共財の配分においても、私有財の分配においても、対象となる物の比較評価が可能であるのみでなく、対象となる人の比較評価が可能であることを前提とするのである。

大工(A)の所有する家屋(a)と靴工(B)の所有する靴(b)との間には、A: a::B: b、したがって A: B::a: b という調整が行われなければ、交換は成立しない。

比例的な報償が行われるのは、対角線的な組合せによる。大工(A)の所有する家屋(a)と靴工(B)の所有する靴(b)との間に交換が成立つためには、まず家屋と靴との間に均等関係が成立していなければ、報償的な取引は行われえない。そのためには、交換される物がすべて何

らかの仕方で比較可能でなければならず、また異なった当事者は均等化されなければならない。この目的のために貨幣が作られたのである。貨幣は超過と不足とを計量し、また媒介(meson)となる。異なる物が何らかの仕方で均等であるためには、「ある単一のものによって計量されることを要し、この単一のものとは、あらゆる場合を包括する需要に他ならない」。「ただ契約にもとづいて、貨幣がこの需要の代表者となっているのである」。貨幣は自然に発生したものではなく、むしろ協定にもとづいて人為的に作られたもの(nomos)である。貨幣を *nominis* と呼称するのはこれを示している。すべての交換物に価格を付けておく必要はここにある。貨幣は「尺度として、すべての物を通約することによって均等化する」。「交換なくしては共通関係はありえないし、均等性なしには交換は行われず、通約性なしには均等性は成立しない」。「全く異質なものが通約的となることはもともと不可能であるけれども、ただ需要ということへの関係において十分に可能となるのである。」(E. N., v, 5)

報償的な正義が重んぜられるのは、経済生活上の分配関係のみでなく、むしろ不正に対する絶対的な報復においてである。善人が悪人に対して詐取を行っても、絶対的な報償の顧慮するのはその害悪の差等のみであり、誰が不正を働いたかに関しない。絶対的な報償は当事者を均等な人びととして扱い、一方から利得を奪うことによって、これを他方に与えて、損失の均等化を試みる。平均よりも多い者から取って、平均よりも少い者へ加える。すなわち、「算術的比例」の法則に従っているのである。(E. N., v. 4)。

この他人に対して報償的であることを、無条件に正義と考えたのは、ピュタゴラス学徒であるとされている。しかし、無条件な報復は、公共財の配分にも、私有財の分配にも妥当しない。(E. N., v. 5)。

III 国制と共有

国制の種類は多いが、端的に言えばすべての国制は民主制と寡頭制との混合形態である。

国の分類は、国の追求する目的と最高の権力者とによって、王制、貴族制、共和制とに区別される。これらから逸脱して、王制からは僭主制、貴族制からは寡頭制(独裁制)、共和制からは民主制が派生したのである。

国制の正しい目的は、国民共通の利益であるから、これのみを追求する共和制(*politeia*)がもっとも正しい。

僭主制は唯一者の利益を目標とするもの、寡頭制は少数の富者の利益を、民主制は多数の貧者の利益を目標と

するものであって、いずれも「公共に有益なもの」を目標としていない。(Pol., III, 7)。

民主制では人の価値に対応してではなく、人の数に応じて等しいことを正しいと考え、寡頭制では人の所有する財産に対応して決定することを正しいと考える。両方の見解が不平等と不正とを含んでいるわけは、多数者の決定することが正しいなら、彼らは富裕な小数者の財産を没収し、あるいは卓越した者を陶片追放とするような不正を犯し、反対に評価財産によって決定するのが正しければ、少数の——むしろ唯一者たる富裕者がすべてを決定することになる。

國制は、以上のように種類が多いけれども、どのような國制にもせよ、すべての國民はどれだけのものを共有しうるかが問われなければならない。國はひとつの共同体である以上、共同利用のための公共財をもち、少くともある國土を共有する。そして國民とは國の共同者だからこの公共財を享受しうる。この共有する公共財のみについて、均等配分が妥当することは、前述のとおりである。

だが、共有には限度がある。私有を否定して共有を正しいと考える者も、この限界に突き当る。私有の根源は、親子の相続にある。だから、私有財産を否定するためには、ソクラテスの「理想國」のように、親子の連続を断絶するために、妻子を国有としなければならないであろう。このように徹底した共有思想は、古代以後には見当らない。このような措置が実行不可能であると言いうためには、國の目的それ自体を吟味する必要がある。

國全体ができるかぎり单一であることを、共有主義は國の目的であるかのように思はない。けれども、國は单一になることがある程度以上に進んでゆけば、もはや國であることを止める。というのは、國はもともと多種類の人間から構成されているのだから、いっそ单一になろうとすれば、國は家に分解され、家は個人に分解されてしまう。

國が完全に一体であることは、共同利用の富一共有財産の範囲の増大によるだけでもたらされるものではない。共同なものほど気遣われることがもっとも少く、私有物はもっとも配慮されるということにおいては、どんな國制でも変わりがないからである。(Pol., II, 3)。

財産の所有とその使用はどの程度まで共有の方がいいか。例えば、土地は各人の私有とし、その土地からの果実を公共の用とするか。逆に土地は共有で、果実は各人に分配するか。土地も果実も共有とするか。

財産の所有については、私有と共有とが混在し、財産

の使用については、共同利用の範囲の拡大する傾向が正しい。たとえば、教育や共同食事のように。(Pol., II, 5)。

共有において、財産を等しい数に分割しておきながら、国民の数を無制限のまま放任しておくのは奇妙なことになろう。(Pol., II, 6)。

もともと種において多様に異なる構成員から成り立っているのだから、国を統一体として維持するのは、上述のように、異質なものの間の「報償的比列による調和」状態より他にはありえない。経済上の交換(分配)と法制上の刑罰がこの報償的比列均等を基本的な正義とする理由はここにある。(E. N., v. 4; Pol., II, 2)。

以上のすべては、物の価値と人の価値との比列関係に還元される。困難が生ずるのは、あるいは問題が複雑化するのは、比列関係そのものよりはむしろ価値対象の評価にある。たとえば、財質の価値を、発生的に生産要素の生産力に求める仕方は、必ずしも唯一の評価基準ではない。財貨を所有し、あるいは使用する人が、はたして

それに値するかを決定する評価基準は、いっそうに単純ではない。

没価値的な自然世界と異なって、人間社会は評価社会であり、しかもその社会は単一の価値基準によって組織されているのではなく、複雑な価値体系から成り立っている。これを単一の評価基準によって統一して、単一の数値として表現しようとするのは、あくまでも便宜による規約にすぎない。価値の測定は評価社会の推移とともに変化する。固定した価値基準のみでは、評価社会の価値連関を認識することはできない。

けれども、一定の評価基準によって、物の価値と人の価値との評価連関を明らかにするものが、社会倫理の構成の基礎である。

そして、経済社会が、物の評価の側面だけにもせよ、社会倫理の1構成部分を成す以上、その程度において経済理論の根底に倫理的判断の伏在することを免れないものである。

書評

土屋圭造

『農業経済の計量分析』

勁草書房 1962年 268頁

農業経済分析に計量経済学的手法を導入する上で先駆的な役割をはたして来た著者の10余年にわたる研究成果が本書にまとめられている。第1編 生産函数分析、第2編 産業連関分析、第3編 反応函数分析はそれぞれ農業経済学界における計量的生産分析、セクター分析、市場分析の現在水準を代表するものである。

本書には2つの面、すなわち専門論文集(monograph)としての面と実務家(政府機関、農業団体等のプランナー)むけ解説書としての面がある。第1の面を代表するのが生産函数推定の前提条件を吟味した第3章であり、第2の面を代表するのがアメリカにおける農業観測の実態を紹介した第8章であろう。すぐれて実践的であらねばならぬ農業経済学の学徒として著者が意図したのはこれら2つの面の有機的な統一であったにちがいない。

かかる著者の意図は第1編においてよき結実を示した。序章は生産函数分析の方法と意義ならびにドイツ経営学派以来の発展過程を概観した好レビューであり、第2章、第3章はいずれも生産函数のオーソドックスな実証分析

——クロス・セクション・データにもとづき生産要素の限界生産力を測定し、農業における資源配分の実態を把握する——である。第2章では農業労働の限界生産力を非農業のそれと対比して農業における過剰就業の実態を計量的に示し、資本の限界生産力と資本コストとを対比して農業における資本制限の存在を指摘する。過剰就業と資本制限はいずれも現下の農業基本問題——農工所得格差——の主因であり、その計量的な把握はまさに実践的な要請に答えるものであろう。ところで統計的な計測が実践的な意義を有するか否かはその精度に依存している。第2章の推定結果にも現実的に妥当と思われない数値——大麦、小麦における労働の生産弾力性、大麦、甘藷、みかんにおける資本の生産弾力性など——が散見する。これら推定の歪みは多く計測に際して非現実的な仮定を置いたことによる。そこで生産要素の同質性、生産要因間の独立性という2つの基本的な仮定の吟味が第3章の主題となってくる。第3章は本書中もっともテクニカルな部分であり、著者の寄与は労働をストックとして変数化した生産函数を提案した点に認められよう。著者は労働をストックとして把えることにより、労働と土地の間に生ずる線型重合を除くことが出来ると主張しているが、線型重合の除去は派生的なメリットと考えるべきであろう。主要なメリットはむしろ実態的な面にある。家族労働を主体とする農業経営において生産を決定する